

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)	令和5年度第1回相模原市地域福祉推進協議会部会		
事務局 (担当課)	健康福祉局地域包括ケア推進部地域包括ケア推進課 電話 042-769-9222 (直通)		
開催日時	令和5年7月4日(火) 午後3時30分～4時30分		
出席者	委員	5人(別紙のとおり)	
	その他	1人(相模原市社会福祉協議会職員)	
	事務局	地域包括ケア推進課長、在宅医療・介護連携支援センター所長、 高齢・障害者福祉課長、生活福祉課長ほか6名	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部 不可の場合は、 その理由			
会議次第	1 開 会 2 あいさつ 3 議 題 (1) 部会長選出について (2) 市成年後見制度利用促進計画について (3) 市再犯防止推進計画について 4 閉 会		

## 審 議 経 過

内容は次のとおり。

## 1 開 会

## 2 あいさつ

高齢・障害者福祉課長、生活福祉課長よりあいさつを行った。

## 3 議 題

### (1) 部会長選出について

賛成総員により、小野委員が部会長に選出された。

### (2) 市成年後見制度利用促進計画について

【事務局】資料 1、1-2、1-3 により説明

(安永委員) 実務を行っている者としての意見を申し上げたいところで、渋谷委員にもお伺いしたいが、任意後見制度について、利用促進として、優先して取り組む事項として挙げられているが、実際には富裕層にしか向かないと思う。

まず、任意後見自体で、報酬ということがあるし、後見人がつくということで、ダブルで報酬が取られるので、使いづらい制度だというふうには理解している。そのため、これを啓発として挙げる分には、構わないとは思いますが、一番に持ってくるには、ちょっと使いづらい制度であり、しかも任意後見だけでなく、そこに至るまでの見守り契約とかもセットになる。富裕層をメインとするような形にもなってしまいかねないので、私としては、行政としてはやることは、相談機能の充実っていうところをメインやってほしい。

相談機能が充実すれば、申し立てにあたって専門職に繋いで、「あなたは任意後見がふさわしいよ」とか、親族がいるんだったら親族に頼むなど、いろいろな方法のアドバイスができると思うので、ちょっと任意後見制度っていうのは相模原市でどれぐらい利用されているかは、データとして把握はしていないが。実際使った感覚からすると、なかなか層は限られる。

【事務局】国が示しているところで、任意後見制度を広めていくとについて、記載をしている。実際、本市においては、先ほどご意見いただいた相談機能の充実と、制度の周知啓発を行っていく。皆さんに知っていただいた中で、実際に利用するかどうかといったところは、ご本人の判断によるところになるので、任意後見制度も、利用検討できますよ、任意後見制度ってこういう制度ですよってというような周知を

目的としたところで、記載をしている。

(安永委員) そういう意味だったらわかるが、相談に入って思うことは、それ以前の人たちが多いので、後見って何っていうところから入る必要がある、任意後見のくりで説明すると余計わからなくなる可能性があると思う。

(渋谷委員) 社会福祉協議会の相談対応というところで、任意後見等ご検討されている方は、単身世帯の方が多い、また、配偶者の方に先立たれてお子さんがいないといったところでわりと、金銭的な余裕があり、自分の将来について、墓地の件とか、その財産関係のところ心配されている方が多いかなというふうに、相談を受けている印象である。

制度の周知は継続して、やっていく必要があるが、お金が大分かかるっていうのが現実的なところでご説明するとやっぱり少し及び腰になってしまう。

地域包括支援センターや市など、どなたか関係性が持てるっていうところが大事だと思う。認知症などでちょっとした変化が生じたときに、気づいていただけるような方と繋がっているようなことが大事かなと思う。

相談の時に後見制度を説明した上で合わせて説明しているのはその部分で、何かあれば、市長名で保護ができる。お金とか財産とか取られてしまっていない限り、本当に心配であれば、任意後見を事前に決めていただくのは可能で、地域包括支援センターや社会福祉協議会、市役所など、当事者の方と定期的に会うようなところに行ってもらうなど、家で倒れてしまったらどうするのかとかというと、言い始めたらきりが無い。単身の方は家で倒れたら気づけないので、連絡が取れるようにしておく、財布の中にどなたに連絡を取ればよいか入れておくなど、任意後見のところに合わせて、実務的な支援の案内ができるといい。

**【事務局】** 任意後見制度を周知していく中で、地域包括支援センターの繋がりや入口としてといったところも、検討していく。

(清水委員) 姑は近所だが、住所が違うところにおいて、姑のいろいろな手続きを取るのに、同居じゃないから非常に大変である。

手続きの際に、同居でないから駄目だと言われる。そのため、相談支援が一番優先すべきものと思う。

**【事務局】** 市では令和3年の10月に相談機関を立ち上げ、相談機能の充実といったところを検討している。ただ、なかなか制度自体が周知されていなかったり、どこに相談すればいいのかといったところで悩んでいる方もいらっしゃいますので、

そういったところに、手が伸びるというか、手を伸ばせるような、周知啓発方法を考えていきたい。

(部会長) 8ページの担い手の確保育成等の推進が、優先して取り組むべき事項のところにあるが、資料1-3、国の指針の16ページの担い手の確保育成等の推進について、法人後見の実施団体として社会福祉協議会による貢献活動のさらなる推進が期待される一方、都道府県及び市町村等が連携して社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成をする必要があると記載されている。認知症の人が600万になるとなる時代に来ていて、それから、障害者の地域生活移行が進んでいくというところで、当然、後見人不足という問題が、必ず生じてくる。

そうすると法人が後見する部分をどう確保するかっていうところが、ものすごく大事となる。一つ方策は、社会福祉法人の法人後見であるが、社会福祉法人も自分のところでもサービス提供をしているので、そのサービス利用者の後見を行うということは利益相反となる可能性があるので、それをどうするかっていうところを考えていかなければいけない。

すでに先行している他市の社会福祉法人では、社会福祉法人がNPO法人を設立し、そこに法人後見を担わせる。そして、利益相反を起こさないような組織づくりもしていきってというところで、このところは、市の社会福祉協議会の力がかなり大事になってくる。

市内の社会福祉法人の、ある意味では取りまとめ役的な社会福祉協議会が、こういう声掛けをして、社会福祉法人の地域貢献の一環として、法人後見できるような、そうしたところを作っていかないと、将来の後見人不足に対応できない。

**【事務局】** 担い手を確保していくためにはNPO法人や各種団体にも担っていただけるような仕組みにしていかなければならないと考えている。地域連携ネットワークの強化の中で担い手となっていただけなのかといった検討していく。

(部会長) 市民後見人も、そんなに増えない。しかも市民後見人が実際後見人として活躍するには、やっぱり研修っていうところのハードルが高い。というところを見越してやっていただきたい。

私が知っている限りでは、相模原市にも事業所がある大和市の県央福祉会が、NPO法人を設立して、後見人をやり始めている。その情報を収集して、市内の社会福祉法人に広めていく必要がある。法人後見の拡大については、計画に位置付けていく必要がある。

(社会福祉協議会) 現在は社会福祉協議会が、法人後見もやっているような状況であ

る。市内の社会福祉法人についても、適切な状況であれば、資料1の中でも、担い手の確保の中でその多様な主体に含まれている。こういったところを、かけ橋として各種団体に対しても、担い手の拡充というところにですね、社会福祉協議会も協力をしていきたいと考えている。

(部会長) 多様な主体との記載があるが、法人後見等をはっきり出していかないと、計画では実行性がないと思う。

### (3) 市再犯防止推進計画について

【事務局】資料2、2-2、2-3により説明

(清水委員) 就労支援については、保護司会と相模原市との就労支援に関する協定を締結している。いわゆる相模原市が協力雇用主みたいなものだが、前向きに市の方も取り組んでもらっている。

(安永委員) 最近、刑事事件をあまり扱っていないが、扱っていた時に一番感じたのは常習累計が高いのは高齢者の窃盗事件と、薬物依存と認識している。

やめられないことをある程度前提とし、期間を延ばしていくみたいな感じのフォローしか、なかなかできないのは難しい。集団で今までの経験談を話し合う機会は、多分いろいろなところではあるのかもしれないが、それを行政が主導でやることはできないのか、やっているとしたらどういう感じでやっているのか。

高齢者の常習窃盗は、結構孤独が根底にあったりするなと思うし、薬物依存もどんどん助けてくれる家族から見放されている。孤独・孤立の防止が再犯防止にもつながる。

(事務局) ミーティング手法という、場の提供など、具体的なところで薬物関係ですと、ダルクが行っていると承知している。団体がピアワーキングとして事業を実施し、希望があれば、入所手続きをして入所しながら、回復に向かって取り組んでいるというところもある。行政が実施するのが難しい点は、出所者がわかっているケースというのは非常に少ない。

(原委員) 相模原市にもダルクはあるのか。

(事務局) ある。

(原委員) 山梨のダルクの支援をしているが、相模原市にもあるということ初めて

知った。

そういう組織があるというようなことが、十分に知られていない。知っていれば同じ市内だから、そういう活動してる人たちを支援するっていうことができると思う。

(事務局) 団体の意向を聞いて、PRを検討していきたい。

(清水委員) ダルクも、最初から今の場所にあったのではなく、市内の別の場所にあった。場所を変えることを地域住民が察してしまって、大反対が起きたりなどがある。ですから、ここにダルクがありますよって言って、原委員のように、支援をしてくださる方と、やっぱり怖いよっていう方もいらっしゃるの、非常に難しい立場の施設かなあと思う。

(部会長) 累犯者の多いもう一つは知的障害者である。数年前の刑務所の新規入所の4割が知的障害者なので、障害の相談支援事業所との連携みたいなところをぜひ意識して欲しい。

それから刑務所を出所した直後は、生活困窮者の支援が必要。就労や住居の確保の支援との連携が非常に大事になる。

計画の中で、その連携を明確にしていきたい。

(安永委員) 障害がある方の再犯は確かに多いというのは、印象としてある。また、障害の程度としてボーダーラインの方も多い。別に診断を受けてないけど何となく社会の中でやり過ごしている方も多いと感じる。

明らかに障害があるなっていう方は、ここでも成年後見制度っていうものをつなげて、補助レベルかなという方も多いので、もしかするとそういう方を選任して、生活環境整えれば、私は、適合するようになるのかもしれないなというを感じたことがある。そのあたりも、今回の計画の中で、検討していただければありがたい。

(清水委員) 第二次再犯防止推進計画の中で、民間協力者の活動の促進とあるが、保護司は、あと数年で、大部分が定年を迎える。ベビーブームの人達、保護司は75歳定年で決まっている。民生委員よりもはっきり厳しくて、あと数年で50%を割ってしまうぐらい、保護者がいなくなってしまう。再犯の防止のところは、保護司が大分頑張っていると自負しているので、民間協力者としての、保護司を募集していくことが重要。警察を退官された方や、学校の先生、いろいろ声掛けをしているが、定年延長をして働いてる方が多いので、時間の余裕がない。

協力雇用主は結構多くいる。いろんな職種も増えてきている。前は、現場、土木関係が多かったが、最近ちょっと違う方面の協力も徐々に増えてますので、ぜひそういうところでも、再犯防止に協力雇用主の拡大というところも、市で声をかけてほしい。

(事務局) 保護司に関しては、国で、保護司制度そのものについて、持続可能な保護司制度の検討を行っているところである。その動向も含め検討していきたい。

協力雇用主についても、横浜保護観察所と何かできることはないか、情報について収集したいと思う。

○その他

(事務局) 次回の協議会は全体会の同日で令和5年8月の開催を予定。改めて日程調整させていただく。

4 閉 会

以 上

相模原市社会福祉審議会高齢者福祉等専門分科会 委員名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	小野 敏明	特定非営利活動法人日本地域福祉研究所 田園調布学園大学名誉教授	部会長	出席
2	渋谷 健太郎	公益社団法人 成年後見リーガル・サポート 神奈川県支部		出席
3	清水 洋子	相模原市保護司会協議会		出席
4	原 裕子	相模原市歯科医師会		出席
5	森下 美香	公益社団法人 神奈川県社会福祉士会		欠席
6	安永 佳代	神奈川県弁護士会		出席